

別表1 [競技スポーツ対策事業]

項目	補助対象経費					
	(1) ボランティアスポーツ事業費	(2) ジュニアスポーツ育成費	(3) コーチ研修会費	(4) スタッフ育成費	(5) 競技用具購入費	(6) 競技用具等運搬費
内容	国内で開催される各競技団体の最高峰の大会（国民体育大会等）で入賞者を輩出するために実施される強化事業（合宿、遠征、指導者招聘等）に要する経費。	各競技団体の底辺の底上げと有望な選手の育成に要する経費。	障害者スポーツへの関心を高めるとともに、健常者スポーツの指導者が障害者の選手も指導できるようにするための研修会や個別研修に参加する経費、及び資質向上を目的とする県内研修会の開催に要する経費。	スポーツドクター、スポーツトレーナー、薬剤師及び栄養士が、JOC等が実施する専門の研修会や個別研修に参加する経費、本団体への帯同に要する経費、及び資質向上を目的とする県内研修会の開催に要する経費。	競技用具購入により成績の向上が見込まれる競技団体の用具購入に要する経費。	県外交流時における用具等の運搬に要する経費。
対象者	指定競技団体	佐賀県中学校校体育連盟	加盟競技団体	スポーツ医・科学委員会各部会及び加盟競技団体からの推薦を受けた者	加盟競技団体	加盟競技団体
補助対象科目・単価等	報償費	〔謝金〕 ○ 県外招聘指導者（アドバイザーコーチ） 30,000円 以内／全日（4時間以上） 15,000円 以内／半日（4時間未満） ○ 県外招聘チーム ※1招聘チームにつき24名まで 10,000円 以内／人／回 ※ 旅費の支給は不可 〔指導手当〕 ○ 県内指導者（教職員の場合、特業手当との重複受給は不可） 3,600円 以内／全日（4時間以上） 1,800円 以内／半日（4時間未満）	〔謝金〕 ○ 県外招聘指導者（アドバイザーコーチ・スタッフ） 30,000円 以内／全日（4時間以上） 15,000円 以内／半日（4時間未満）			
	旅費	〔交通費〕 ○ 公共交通機関（電車、飛行機等）利用の場合 … 実費支給 ○ 自家用車、レンタカー利用の場合 … ガソリン代、有料道路料金 ○ その他（タクシー等）利用の場合 … 要協議 〔宿泊費〕 ○ ホテル等利用の場合 甲地 … 10,900円／泊 以内 乙地 … 9,800円／泊 以内	（注）県内研修会の開催の場合、旅費の支給対象は県外招聘指導者に限る。 〔交通費〕 ○ 公共交通機関（電車、飛行機等）利用の場合 … 実費支給 ○ 自家用車利用の場合 … ガソリン代、有料道路料金 ○ その他（タクシー等）利用の場合 … 要協議 〔宿泊費〕 ○ ホテル等利用の場合 甲地 … 10,900円／泊 以内 乙地 … 9,800円／泊 以内 ※ 本団体帯同の場合は、国体宿泊料金を適用			
	負担金	○ 大会参加料等	○ 研修会参加料等			
	需用費	○ 消耗品費（ボール、事務用品等） ○ 印刷製本費 ○ 食糧費（2,000円 以内／人／食） ○ その他（駐車料金等）	（注）需用費は、県内研修会の開催の場合に限り、補助対象科目とする。 ○ 消耗品費（ボール、事務用品等） ○ 印刷製本費 ○ 食糧費（2,000円 以内／人／食） ○ その他（駐車料金等）			
	使用料及び賃借料	○ 会場使用料（付属設備使用料を含む。） ○ 車借り上げ料等	（注）使用料及び賃借料は、県内研修会の開催の場合に限り、補助対象科目とする。 ○ 会場使用料（付属設備使用料を含む。）			○ 車借り上げ料等
	備品購入費				○ 競技用具の購入	
対象期間	各年度4月1日から3月31日まで					

※ 全ての経費の領収書は原本とする。（内訳が分かる請求書、納品書、領収書を添付）

※ 領収書のないものは対象経費として認められないため、対象外となる。また、要綱に定める事項が履行できないときは、第4条第6号による。

別表2 [スポーツ指導者養成等事業]

項 目		補 助 対 象 経 費	
		(1) トップアドバイザー招聘費	(2) スポーコーチ育成費
内 容		国内外の優れた指導者を招聘し、一定期間又は複数回にわたり、県内の指導者が直接アドバイスを受ける事業に要する経費。	県内の指導者が国内外の優れた指導者のもとで最先端の指導法や技術を学ぶ事業に要する経費、(公財)日本スポーツ協会や中央競技団体等が実施する講習会等に参加する経費、又は本国体への帯同に要する経費。
対象者		加盟競技団体	加盟競技団体
補助 対象 科目 ・ 単 価 等	報償費	〔謝金〕 ○ トップアドバイザー 150,000円 以内/全日 (4時間以上) 75,000円 以内/半日 (4時間未満) ○ アシスタント 10,000円 以内/全日 (4時間以上) 5,000円 以内/全日 (4時間未満) ※ トップアドバイザー1名につき2名まで	
	旅 費	(注) 原則として、旅費の支給対象はトップアドバイザー及びアシスタントに限る。 ※ 県内に適切な競技施設がない場合は要協議 〔交通費〕 ○ 公共交通機関(電車、飛行機等)利用の場合 … 実費支給 ○ 自家用車、レンタカー利用の場合 … ガソリン代、有料道路料金 ○ その他(タクシー等)利用の場合 … 要協議 〔宿泊費〕 ○ ホテル等利用の場合 甲地 … 10,900円/泊 以内 乙地 … 9,800円/泊 以内	〔交通費〕 ○ 公共交通機関(電車、飛行機等)利用の場合 … 実費支給 ○ 自家用車利用の場合 … ガソリン代、有料道路料金 ○ その他(タクシー等)利用の場合 … 要協議 〔宿泊費〕 ○ ホテル等利用の場合 甲地 … 10,900円/泊 以内 乙地 … 9,800円/泊 以内 ※ 本国体帯同の場合は、国体宿泊料金を適用
	※ 県旅費規程を 上限 ※ 交通費について は 最も経済的 な経路及び交通 手段を選択する こと		
	負担金		○ 受講料等
	需用費	○ 消耗品費 (ボール、事務用品等) ○ 印刷製本費 ○ 食糧費 (2,000円 以内/人/食) ○ その他(駐車料金等)	
	使用料及び賃借料	○ 会場使用料(付属設備使用料を含む。) ○ 車借り上げ料等	
対象期間	各年度4月1日から3月31日まで		

※ 全ての経費の領収書は原本とする。(内訳が分かる請求書、納品書、領収書を添付)

※ 領収書のないものは対象経費として認められないため、対象外となる。また、要綱に定める事項が履行できないときは、第4条第6号による。